

臓器移植臨床登録データ使用についての 遵守事項

1. 臓器移植臨床登録データの使用についての遵守事項は、全国集計データ使用に際し、申請者およびその共同研究者または論文執筆グループメンバーが遵守すべき事項を定める。
2. データを日本移植学会拡大登録委員会(以下、拡大登録委員会)にて承認された使用目的にある目的や申請した発表形式(学会発表または論文執筆)以外に使用しないこと。そのほかの使用目的や発表形式にて新たに発表を希望する場合には改めて申請を行う必要がある。
3. データを営利目的に使用しないこと。
4. データの集計結果は申請者が厳重な注意をもって管理する義務がある。データおよびその全体または一部を複製したもの、あるいはそれを復元することができるデータを、第三者に閲覧させたり、譲渡したりしないこと。共同研究者または論文執筆グループメンバーへのデータの閲覧は必要最小限とし、その者にもここに述べる遵守すべき事項を守らせること。
5. 申請者は研究結果を「データ使用に関する細則」に示された期限以内に公表する義務があり、期限を過ぎた場合は登録委員会の許可なくデータを利用することはできない。
6. 使用者は次の各号に掲げる事項に該当する事由が生じた場合は、速やかに拡大登録委員会に届けるものとする。

(1) データを紛失、盗難等、第三者に漏洩の可能性が認められたとき。

(2) データ使用を中止するとき。

(3) データ提供申請書の記載事項に変更が生じたとき。

7. データの集計結果の内容を申請者が勝手に変更することはできない。ただし内容に誤りがある場合は、申請者は直ちに拡大登録委員会および各臓器移植領域の学会または研究会に報告すること。誤りが確認された場合は拡大登録委員会および各臓器移植領域の学会または研究会より訂正されたものを再び受け取ることができる。
8. 研究結果発表に際しては、「拡大登録委員会および各臓器移植領域の学会または研究会より提供されたデータ」を用いていることを明らかにすること。
9. 論文投稿や学会での発表は、各投稿規定または演題規定に従うこと。
10. これらの遵守事項に違反した場合は、データ使用の承認が取り消され、以降の申請者と所属機関における使用が認められなくなることがある。承認が取り消された場合、申請者は速やかにデータを返還し、複製およびこれを加工して得られたデータのすべてを破棄しなければならない。

付則

令和7年1月10日施行